

福岡県公報

平成28年7月12日
第3808号

目次

告示 (第579号 - 第581号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
公 告		
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
○屋外広告物講習会の開催	(公園街路課)	3
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	4
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	4
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	4
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課)	7
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	8
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	9
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10
公安委員会		
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	10
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	12
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	14
雑 報		
○保育士試験の実施	(子育て支援課)	16

告 示

福岡県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	瀬 高 久留米 線	前	筑後市大字下妻859番3 先から 筑後市大字中折地268番 1先まで	2.9 ～ 24.0	2,104.4
			後	筑後市大字下妻859番3 先から 筑後市大字中折地268番 1先まで	2.9 ～ 40.5	2,104.4
			後	筑後市大字下妻859番3 先から 筑後市大字中折地268番 1先まで	13.8 ～ 44.7	1,846.7

福岡県告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	英彦山 添 田 線	前	田川郡添田町大字添田 332番5先から 田川郡添田町大字添田 1284番1先まで	4.5 ～ 52.0	1,926.6
			前	田川郡添田町大字添田 332番5先から 田川郡添田町大字添田 1284番1先まで	7.0 ～ 52.0	1,403.0

			後	田川郡添田町大字添田 332番5先から 田川郡添田町大字添田 1284番1先まで	4.5 ～ 52.0	1,926.6
			後	田川郡添田町大字添田 332番5先から 田川郡添田町大字添田 1284番1先まで	7.0 ～ 52.0	1,403.0

福岡県告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年7月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田 川	英彦山 添 田 線	田川郡添田町大字添田512番5先から 田川郡添田町大字添田1284番1先まで

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオン二日市店
- (2) 所在地 筑紫野市二日市北二丁目2番1号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 イオン二日市店
- (2) 所在地 筑紫野市二日市北二丁目2番1号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
事業所から排出される全ての一般廃棄物のうち、リサイクル可能なものは積極的に資源化し、廃棄物の減量に努めること。
- (4) 防災・防犯対策への協力
意見なし
- (5) 騒音の発生に係る事項
近年、駐車場内等でのアイドリングや利用者の声、車の排気音による騒音等の苦情が発生している。特に夜間の車両走行、荷さばき作業においては業者及び作業員

へ騒音防止を徹底するとともに、利用者に対して注意を呼びかける看板を設置することや見回りを実施する等、苦情発生の抑制に努めること。

- (6) 廃棄物に係る事項等
事業所から排出される一般廃棄物については、筑紫野市の条例に基づいた適正な分別を行うこと。
近隣に住宅があるので、特に生ゴミ等の臭気については周囲に漏れないよう十分配慮すること。
- (7) 街並みづくり等への配慮等
屋外照明、広告照明について、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生ずることがないように、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮すること。

公告

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第23条第1項の規定に基づく屋外広告物講習会を開催するので、福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）第15条第1項の規定により次のように公告する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開催の日時及び場所

開催期日	時間	場 所
平成28年9月5日	午前9時50分から 午後5時00分まで	福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁 3階講堂

- 2 講習の内容

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

- 3 受講資格

学歴、性別、経験の有無に関係なく受講できる。

- 4 受講手続及び受付期間

(1) 受講の申込方法

- ア 受講申請書に住民票抄本及び受講申請手数料2,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて、最寄りの県土整備事務所に提出すること。
- イ 納入された受講申請手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は講習会を受けなかった場合でも返還しない。
- ウ 郵便により受講を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

- ア 受講申込みの受付期間は、平成28年8月15日（月曜日）から8月26日（金曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日の受付はしない。
- イ 郵便による受講申込みは、平成28年8月26日までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

受講手続等の問合せは、福岡県建築都市部公園街路課（電話092-643-3724）又は最寄りの県土整備事務所に行くこと。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、柳川市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量・出来形確認測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市三橋町の一部地域	平成28年7月1日から 平成29年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区曾根北町ほか	平成28年2月29日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により田川郡糸田町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川郡糸田町	平成28年6月20日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により柳川市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条にお

いて準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量・出来形確認測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	実施期間
柳川市三橋町の一部地域	平成28年3月30日

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
名古屋パイプ株式会社	愛知県知多郡東浦町大字藤江字午新田1番の2	平成28年6月29日	平成31年6月28日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第二工区）京都郡苅田町大字尾倉字壮原3901番8及び3901番33から3901番36まで、字丸山3951番38、3951番39及び3951番58から3951番61まで、字小源寺3997番3並びに字山田4022番3、4022番5から4022番39まで、4022番41、4022番42、4028番2及び4028番5から4028番7まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町大字南原1685番地7

株式会社万里不動産

代表取締役 藤川 敏

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字光国字中間3666番1、3666番3から3666番20まで及び3667番6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区明和町9番1号

株式会社海王

代表取締役 竹下 弘実

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字長浜字一町野1583番1、1583番3から1583番5まで、1585番5の一部、1585番7、1585番9から1585番11まで、1587番、1589番1、1590番1、1590番2、1592番1、1592番4、1592番5、1596番1、1596番4、1596番5、1597番1、1597番5から1597番7まで、1599番、1600番、1601番1から1601番4まで、1604番2、1604番3、1605番2、1609番2、1610番1、1610番3、1611番2の一部及び1617番2の一部並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

八女市室岡字一丁野377番7、393番2の一部、393番3の一部、並びに字下船底395番3から395番13まで、404番4、404番5の一部、404番6の一部、404番10から404番13まで及び409番3から409番5まで並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑後市大字長浜2090番地7
株式会社AJ・コーポレーション
代表取締役 野田 高広

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年5月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパードラッグコスモス吉井店
- (2) 所在地 うきは市吉井町生葉字赤長732番2 外5筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤 隆	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第

5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年5月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパードラッグコスモス八女店
- (2) 所在地 八女市大字室岡字道手43番地 外9筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤 隆	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年6月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグコーエイおおう桜街道店

(2) 所在地 田川郡大任町大字今任原2605番

3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
くすりのコーエイ 大任町店	ドラッグコーエイおおう桜街道店

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年5月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス田川川崎店

(2) 所在地 田川郡川崎町大字池尻438番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤 隆	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年5月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス羽犬塚店

(2) 所在地 筑後市大字和泉字前田90番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤 隆	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、久山町上山田土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 組合の名称

久山町上山田土地区画整理組合

2 事務所の所在地

糟屋郡久山町大字山田647番地2

3 設立認可の年月日

平成25年8月21日

4 解散認可の年月日

平成28年6月30日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年6月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドン・キホーテ那珂川店

(2) 所在地 筑紫郡那珂川町片縄四丁目31番 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
大和情報サービス株式会社	代表取締役 藤田 勝幸	東京都台東区上野七丁目14番4号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社ドン・キホーテ	代表取締役 大原 孝治	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成29年3月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,564平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
駐車場 No. 1 建物1階部	26
駐車場 No. 2 建物屋上部	63
駐車場 No. 3 建物敷地西側	58
合計	147

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
駐輪場 No. 1 建物内東側	15
駐輪場 No. 2 建物内北東側	47
駐輪場 No. 3 建物内西側	26
駐輪場 No. 4 建物西側	14
合計	102

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物内北側	60
合計	60

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内北側	19.56
合計	19.56

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯
駐車場No.1	24時間
駐車場No.2	
駐車場No.3	午前6時00分～午後11時00分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
2箇所	駐車場No.1、No.2 建物敷地東側及び西側

1箇所	駐車場No.3 建物敷地西側駐車場東側
合計	3箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
名称 選挙公報（選挙区）ほか1件
数量 2,542,300枚 ほか
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成28年5月20日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社西日本新聞印刷
 - (2) 住所
福岡市博多区吉塚八丁目2番15号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
54,748,938円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に該当

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
名称 投票用紙（選挙区）ほか5件
数量 4,156,000枚 ほか
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成28年5月20日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
福博総合印刷株式会社
 - (2) 住所
福岡市博多区堅粕三丁目16番36号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
22,565,001円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に該当

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人子育てネットワーク春日

(2) 代表者の氏名

森山 久子

(3) 主たる事務所の所在地

春日市昇町三丁目105番地

(4) 定款に記載された目的

この会は、春日市の子どもが心身ともに健全に育つことを願い、個人・サークル・グループ・団体のつながりを築き、各々が豊かに活動をし、子育ての教育力が家庭から地域へと広がっていくことを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年6月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人いとしま児童クラブ

(2) 代表者の氏名

諏訪 英俊

(3) 主たる事務所の所在地

糸島市前原東三丁目8番17号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、放課後等において保育が必要とされる小学校児童に対し、豊かで安全な生活の場を多世代の人々と連携して築くことで、子どもたちの心身ともに健やかな発達を支援し、また、親の働く権利を保障する活動を行うことで、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第203号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成28年7月12日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成28年9月12日（月）から同年9月21日（水）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

3 受講定員

42名

4 受講対象者

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成28年8月22日（月）から同年8月24日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受講申込手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受講申込手続場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(4) 必要書類

ア 必須書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

イ 必要に応じて添付すべき書類

前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

(ア) 4(1)に該当する者

a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

b 履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

a 合格証明書（2級）の写し

b 2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(エ) 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写

し

(オ) 4(5)に該当する者

a 旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し

b 旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(5) 講習受講手数料

47,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(6) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記5(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日いずれか1日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記5(4)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込手続きを行うこと。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記5(2)の受講申込手続き期間内（2日間）に受講申込手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込手続きは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名し

たものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式40問）を実施する。

(2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続き時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装（靴）を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受講申込受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。

福岡県公安委員会告示第204号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成28年7月12日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成28年10月12日(水)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成28年10月13日(木)		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成28年8月29日（月）から同年8月31日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を

取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第205号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成28年7月12日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

施設警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成28年11月8日（火）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成28年11月9日（水）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成28年10月3日（月）から同年10月5日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

※ 上記受付期間中、正午から午後1時00分までの間を除く。

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
- (イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7（2）に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html> で確認することができる。

雑 報

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定により都道府県知事から指定された一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターが行う保育士試験について公示します。

平成28年7月12日

一般社団法人全国保育士養成協議会
会長 山崎 美貴子

1 試験日

筆記試験 平成28年10月22日（土）・23日（日）

実技試験 平成28年12月11日（日）

※自然災害等により試験が中止となった場合、再試験は行いません。

2 受験手数料

12,950円（内訳：受験手数料12,700円＋受験の手引き郵送料250円）

※幼稚園教諭免許所有者で筆記試験が全て免除の方は、以下の手数料となります。

2,650円（内訳：受験手数料2,400円＋受験の手引き郵送料250円）

3 受験申請書の請求方法及び受付期限

受験申請書は「平成28年保育士試験受験の手引き」に同封されています。同手引きについては、「インターネット」又は「郵送」にて保育士試験事務センターに請求してください。（請求先は「7 お問合せ先」を御覧ください。）

受験申請書受付期限 平成28年7月27日（水）消印まで有効

4 試験会場

試験会場は8月末頃から、確定次第、順次保育士試験事務センターのホームページに掲載します。

5 受験票・試験結果通知書の送付

(1) 筆記試験受験票

送付期間：平成28年10月6日（木）～平成28年10月12日（水）

(2) 筆記試験結果通知書・実技試験受験票

送付期間：平成28年11月26日（土）～平成28年12月4日（日）

(3) 合格通知書・一部科目合格通知書・実技試験結果通知書

送付期間：平成29年1月14日（土）～平成29年1月22日（日）

※幼稚園教諭免許所有者で、筆記試験全科目免除の場合は、平成28年10月6日（木）～平成28年10月12日（水）の期間に送付します。

6 保育士登録

保育士試験合格者は、「保育士」として業務に就く場合、児童福祉法の規定に基づき、事前に「登録事務処理センター」にて保育士登録の手続きを行う必要があります。詳細は下記の機関へお問い合わせください。

都道府県知事委託 保育士登録機関 登録事務処理センター

[TEL] 03-3262-1080

[URL] <http://www.hoikushi.jp>

7 お問合せ先

保育士試験指定試験機関

一般社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10

[TEL] フリーダイヤル 0120-4194-82

代表電話 03-3590-5561

[URL] <http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

[FAX] 03-3590-5593

[e-mail] shiken@hoyokyo.or.jp